

「衛生検査所登録証明書の書換え（再）交付」＜審査基準＞

○臨床検査技師等に関する法律施行規則

第十八条 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

第十九条 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書を破り、よごし、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

第十三条 都道府県知事は、法第二十条の三第一項の登録をしたときは、申請者に同条第三項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を記載した登録証明書を交付するものとする。

○臨床検査技師等に関する法律施行細則

（登録証明書の様式）

第一条 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号。以下「省令」という。）第十三条に規定する登録証明書の様式は、様式第一のとおりとする。

衛生検査所登録証明書

申請者の氏名
〔法人にあつては〕
〔名称〕

申請者の住所
〔法人にあつては〕
〔主たる事務所の〕
〔所在地〕

衛生検査所の名称

衛生検査所の所在地

検体検査の業務の内容

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

上記のとおり、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定による登録をしたことを
証明します。

年 月 日

愛知県知事

(裏)

臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定による登録の変更経過

変 更 年 月 日	変 更 後 の 検 体 検 査 の 業 務 の 内 容	知 事 氏 名 ・ 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。